

(別紙 1)

福島県大町起業支援館の概要等

1 福島県大町起業支援館の趣旨、目的

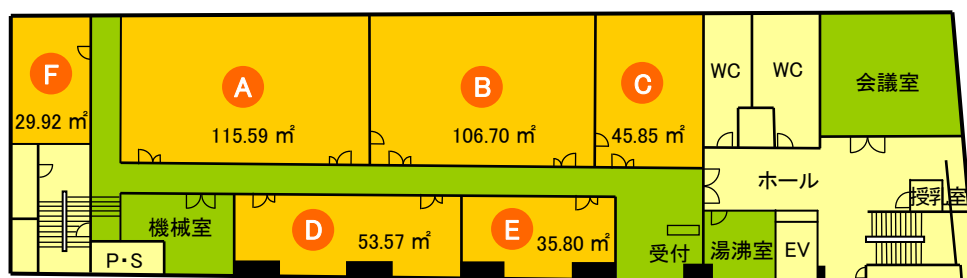
産業支援サービス業として大きな成長が期待されるカスタマーセンター業を対象に、福島県大町起業支援館（以下「起業支援館」という。）を入居の受け皿とし、地元雇用の創出や県内製品の販売促進、県内への集客促進など、本県地域経済の活性化に資することを目的とします。

2 施設の概要

(1) 施設の所在地

福島県福島市大町 4 番 1 5 号 チェンバおおまち 5 階

(2) 施設の構成



専用スペース	A室	115.59 m ²
	B室	106.70 m ²
	C室	45.85 m ²
	D室	53.57 m ²
	E室	35.80 m ²
	F室	29.92 m ²
共用スペース	会議室	48.10 m ²
	機械室	24.63 m ²
	湯沸室	13.50 m ²
	廊下（受付含む。）	94.64 m ²

※ 上記面積は全て内法です。

※ なお、ホール、階段、トイレ等は、チェンバおおまち全館共用部分となります。

(3) 主な設備

ア 専用スペース

照明	蛍光灯（OA用照明）、床上80cmで約700ルクスの明るさ
電源	OAフロア床面コンセント（8机当たり15A、1,500W ※F室を除く）、壁面埋込コンセント（20A、1,500W）
空調	部屋ごとに室温コントローラーを設置
回線	OAフロア床面に電話用回線、WANとの接続用回線の引込あり ※F室を除く

イ 共用スペース

会議室	電源：0A フロア床面コンセント（8机当たり 15A、1,500W）、壁面埋込コンセント（20A、1,500W） 空調：室温コントローラーを設置 回線：0A フロア床面に電話用回線、WAN との接続用回線の引込あり
機械室	電源：壁面埋込コンセント（20A、1,500W） 空調：室温コントローラーを設置 設備：電話交換機（保守用端末、課金装置、ACD 装置含む）、スイッチングハブ、ルーター等
湯沸室	流し台 1、吊戸棚 1

（4）施設の管理者

福島県（商工労働部）

（5）施設オープン日

平成17年4月1日

（6）施設の使用

24時間365日使用可能

3 専用スペースの使用料

次に掲げる専用スペースの使用料を納入していただきます。

- （1）使用料の額は、1月につき1平方メートル当たり700円として計算した額とします。
- （2）（1）に基づいて算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- （3）その月の使用する期間が1月未満のものについての使用料の額は、（1）の使用料の額を30で除して得た額にその月の使用日数を乗じて得た額とします。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

4 光熱水費等の負担

次に掲げる光熱水費等については、入居者に負担していただきます。

- （1）専用スペースの電気料、清掃料
- （2）専用スペースの蛍光管、テンキーロックの電池等の交換
- （3）共用スペースに係る電気料、水道料、清掃料
- （4）チェンバおおまち全館共用部分（エレベータ、階段、トイレ等）に係る電気料、水道料、清掃料
- （5）その他必要な経費

5 入居期間

- （1）入居期間は1年以内とします。
- （2）入居期間満了後も引き続き入居しようとする場合には、審査を受け更新の承認を得ることが必要となります。その場合であっても、更新する入居期間は1年以内とします。

- (3) 更新に際しては、入居条件を変更する場合があります。
- (4) 入居期間は、当初の入居日から通算して8年を超えることはできません。

6 卒業基準

- (1) 入居者選定の際又は更新審査の際に審査に付した事業計画書内の事業目標を拠りどころとして、入居者の卒業基準を設定させていただきます。
- (2) 卒業基準に達したと認められた時点をもって退去していただきます。
- (3) なお、入居者の事業規模等から起業支援館ではスペース的に事業遂行が困難であると認められる場合には、卒業基準に達したものとして退去していただきますので、ご了承ください。

7 入居にあたっての留意事項

(1) 什器、機器類の持込等

- ア 机、椅子、テーブル、ロッカー、パソコン、電話器、コピー機、FAX、プリンター等については、全て入居者が持ち込むこととします。
- イ 駐車場を必要とする場合には、入居者が各自近隣の貸駐車場等を確保してください（起業支援館専用の駐車場はありません。）。

(2) 入居者の遵守事項

入居者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ア 起業支援館の施設又は設備をき損し、又は汚損しないこと。
- イ 起業支援館内では喫煙を行わないこと。
- ウ 所定の場所以外では飲食を行わないこと。
- エ 他の入居者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- オ 以上のほか、管理上指示する事項

(3) 入居期間中であっても退去していただく場合

入居期間中であっても、次のいずれか及び(4)アイのいずれかに該当する場合には、退去していただくことがあります。なお、この場合において、損失補償、損害賠償等は一切いたしません。

ア 卒業基準を達することが困難と認められる場合

イ 入居後の事業内容が、入居者選定の際又は更新審査の際に審査に付した事業計画書と著しく異なると認められる場合

ウ 上記(2)に定める入居者の遵守事項のいずれかの事項に反すると認められる事由が生じた場合

エ 入居後、次に掲げる事項に該当しないと認められる事由が生じた場合

(ア) 中小企業者等であって、次のいずれかに該当する者のうち、本県地域経済の活性化に資するものとして適当と認められること。

- a カスタマーセンター業に属する事業を営む又は営もうとする者
- b カスタマーセンター業に密接に関連する事業を営む又は営もうとする者

(イ) 入居にあたっての会社の形態として、次のいずれかに該当すること。

- a 新たに会社を設立する場合であって、入居後、起業支援館内に本店（個人の場合にあつ

ては主たる事業所。以下同じ。)を置く場合

b 福島県内に本店を置く中小企業者等であって、入居後、起業支援館内に本店又は支店を置く場合

c 福島県外に本店を置く中小企業者等(大企業の出資が50%以上の企業、大企業の連結対象企業、上場企業、株式公開企業及びこれらの実質グループ企業を除く。)であって、入居後、起業支援館内に本店を置く場合

オ 入居後、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる事由が生じた場合

(ア) 起業支援館における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある場合

(イ) 起業支援館の施設又は設備を損傷するおそれがある場合

(ウ) 法令、条例等に抵触する事業を行う場合

(エ) 使用料等の納入を怠った場合

(オ) 小売業の店舗等、不特定多数の顧客が出入りする形態の事業を行う場合

(カ) 主にフランチャイズ契約、代理店契約等により事業を行う場合のほか、単に営業拠点となるような場合

(キ) 著しい騒音や臭気を伴う場合、又は特殊な処理が必要な廃棄物を生じる場合等、起業支援館の管理上適当でないと認められる事業を行う場合

(ク) その他この要項に定める起業支援館の目的に反すると認められる事業を行う場合

(4) その他の留意事項

ア 施設内での居住は認めません。

イ 施設内の改修等は原則認めません。

ウ 施設内の通信通話設備の設定、この設備を使つての個別契約等は、全て入居者の負担と責任において対応していただきます。

エ 退去時の原状回復に必要な経費は、全て入居者に負担していただきます。

オ 入居中の事業活動等により損失、損害等が生じた場合には、全て入居者の負担と責任において処理していただきます。

カ 維持管理の必要から、商工労働部職員等が専用スペース及び共有スペースに立ち入ることがあります。専用スペースに立ち入る際は、原則として事前又は事後に入居者へ連絡します。

キ その他入居に関し留意すべき事項については、別途入居者に指示します。